

牛の全頭検査の継続を求める意見書

昨今、食肉への不安は健康への不安となっています。

日本でも変異型クロイツフェルトヤコブ病症状を発症した患者がでました。しかし、全頭検査により感染をした牛肉の流通を防ぎ、食の安全性を確保し、安定供給を確実にしている現在の基準及びルールにより、消費者は安心して国産の牛肉を食することができます。

しかし平成17年8月1日から、20か月齢以下の牛を全頭検査の対象外とする施行規則の改正がなされました。以後の対応は東京都に任せましたが、東京都は平成16年10月21日福祉保健局が全頭検査を継続する旨を公表し、18年度は継続される見込みとのことです。

消費者が納得する安全な牛肉の流通は、消費拡大にもつながります。

よって、新宿区議会は、東京都に対し、消費者が納得する安全な牛肉の流通を確保し、食肉に対する不安を解消するため、牛の全頭検査を今後も継続することを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年3月23日

新宿区議会議長 名

東京都知事 あて